

議 事 日 程

平成30年第4回浜中町議会定例会

平成30年12月6日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第73号	浜中町総合計画策定条例の制定について
日程第 3	議案第74号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第75号	町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第76号	議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第77号	公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について
日程第 7	議案第78号	公用車事故被害者損害賠償について
日程第 8	議案第79号	工事請負契約の締結について
日程第 9	議案第80号	工事請負契約の変更について
日程第10	議案第81号	平成30年度浜中町一般会計補正予算（第7号）
日程第11	議案第82号	平成30年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第83号	平成30年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第84号	平成30年度浜中診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第85号	平成30年度浜中町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第86号	平成30年度浜中町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第16		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・議会運営委員会)

(開会 午前10時00分)

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 議案第73号浜中町総合計画策定条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第73号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第73号「浜中町総合計画策定条例の制定」について提案の理由をご説明申し上げます。

総合計画につきましては、地方自治法第2条第4項において、市町村に総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けされておりましたが、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村の判断に委ねられることとなりました。

しかし、総合計画は、従来から町の総合的かつ計画的な行政運営の指針であり、町民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、法的な策定義務がなくなっても策定すべきと考え、また、まちづくりのビジョンである基本構想は、町全体の総意により策定されるべきであり、町民の代表である議会の議決を経ることが必要かつ重要なものであると考えます。

本条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、浜中町総合計画策定審議会への諮問や議会による議決等、その策定手続きに関し必要な事項を定めようとするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） （議案第73号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第73号の質疑を行います。

1 番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今、町長並びに企画財政課長より説明がありましたが5期までは、総合計画を作成するという事になっていましたが、これからのものは、それぞれの自治体の判断により作成するという事から、浜中町は引き続き総合計画をつくっていくというふうに決めて、この条例案を出してきたものだとは受け取りましたが、引き続きこれを継続してやっていくという事についての理由あるいは、必然的な目標があってやる事になったのか、その辺を説明してください。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。総合計画でございますけれども、5期までは、議員おっしゃるとおり地方自治法の規定により策定義務が課されていたという事でございます。皆さんも御存じのとおり、総合計画は、まちの将来の指針を示す計画でございます。現在、策定作業中でございますけれども、この策定作業については、役場職員のみならず町民の方にも策定委員になっていただいて町の将来について議論していただいているところでございます。その議論を基に浜中町の今後あるべき姿をどうしたらいいのか、どうしたいのかという事で策定するものでございます。当然、町の将来のビジョンに関わる事でございます。町の将来像、理想のまちを考える、あるいは知らせるという事につきましては、策定委員また議会議員の皆様のみならず広く町民に知らせるという必要性も当然、重要であると認識しているところであります。そういった事からも、きちんとした策定の過程を踏んで更には、町民に知らせるという事で、この条例を新たにこれまで同様、議会の議決に付していくという事で、この条例を制定する、この様に御理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今の説明で継続してやるという事は分かりました。今、浜中町が抱えているいろいろな問題があると思うのですが、今まで1次産業の発展とかこの町の特徴に合った総合計画というものを作ってきたと思いますが、新しい年度に向けて特にこの様な点について皆で話し合っ決めていきたいという問題があれば述べていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。今、まさしく町民の皆さまも参加していただいている策定委員会で協議している最中という事でございます。

前回5期までは、策定委員会の中に部会を設けている訳なんですけれども、産業部会、保健福祉部会、自然生活環境それと教育文化、行財政と、前回までは5つでございました。今回につきましては、そこに強靱化部会という事で防災の観点も特化して部会を設けております。1つの例としてその防災関係と言う事もありますけれども、例えば産業部会におきましては、後継者就業交付金を取り組んでおりますけれども、この様な継続とかを部会の中で審議されているという形になってございます。いずれにしても町民の皆様と職員という形で今後の方向性について課題等を議論していただいているという事でございますので御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） これから町民の皆さんと色々相談して議論していただきたいと思います。

私から1つ町としてやってもらいたい事は、人口がどんどん減っていく中、それに歯止めをかけるという事で色々な分野で政策化していくという事で、今、財政課長が言われた様に就業交付金制度など毎年100人ずつ減っていく中で何とか5千何百人までは減っても、これ以上の人口を減らさない様にとという事で施策をだしていただく事を要望したいと思っております。色々な分野で働く人がいなくて困っているという声が沢山ありますので、何とか若者を町に引き寄せる様な施策をとという事で私の希望を述べたいのですが、どの様にお考えでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。まさしく人口減

が大きな問題でございます。これにつきましても人口減に歯止めをかける産業振興、当然の事でありますけれども、そこには更に教育の環境や整備ですとか更には、安心安全に暮らせるまちづくりとか総合的な視点で物事を考えなければいけないと思っております。これまで各専門部会につきましては、3回もしくは4回の部会を開催してございます。その中でも人口の問題というのは取り上げられている様でございますし、歯止めをかける為には、第1次産業、基幹産業である農漁業の振興という事も言われている様でございます。

また安心に暮らせる様という事で防災の関係、全部で人口減少対策という事で全部繋がって一つの計画になるのではないかなと捉えているところでありますけれども、行政のみならず町民の声も人口減少というのは大きな課題として捉えられている様でございますので、この点については十分、議論の土台に乗っているものと認識しているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 大きな問題です。町長からの発言があつて然るべきだと思いますので、答弁願います。

町長。

○町長（松本博君） この町をどうしていくかという事ですから、人口減少という部分だけではなくて色々な事を今まで議会を含めて町としてやってきたんです。人口減少対策も含めてやらなければならないと思っておりますので、この総合計画を町民と一緒に作り、そして最後に議会の議決があるという緊張感がある中で、この計画をつくっていきいたいというのが趣旨であると思っております。議員言われた人口減少だけに留まらず全ての事に対して浜中町が将来どうあるべきかという事を含めて、町民の皆さんと一緒に、そして議会の皆さんと一緒にこれからもつくっていきいたい、そのための指針だと思っております。

ぜひこの総合計画をつくらせてもらいたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第73号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第73号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第74号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第3 議案第74号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案74号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本年度の給与改定に伴い関連する条項の一部改正をしようとするものであります。

8月10日に人事院は、国家公務員の給与等について、勧告をしたところであります。

この勧告の内容を申し上げますと、月例給につきましては、公務員給与が民間給与を0.16%下回っていることから、俸給表を平均0.2%引き上げること。

期末・勤勉手当につきましては、支給割合が民間比較で年間0.06月下回っていることから、これを0.05月引き上げることとし、年間支給割合を4.4月から4.45月とすること。

また、宿日直手当についても対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行うものであります。

国はこの人事院勧告を受けて、国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を11月30日公布し、人事院勧告どおりの内容で給与改定を実施しました。

このことから本町においては、国家公務員の給与改定に準じた形で、給料表の引き上げ、期末・勤勉手当、宿日直手当の引き上げをするものであります。

なお、施行期日については、公布の日としておりますが、平成30年4月1日から適

用し、期末手当に係る改正は、平成31年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） （議案第74号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第74号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第74号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第74号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第75号町長、副町長の給与に関する条例一部を改正する条例の
制定について

◎日程第5 議案第76号議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第4 議案第75号及び日程第5 議案第76号を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第75号及び議案第76号につきましては、関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

町長、副町長並びに議会議員の期末手当年間支給月数については、平成30年4月1

日から一般職の職員と同じく4.4月としております。この度、一般職の職員については、国における給与法の改正に準じ、職員の給与に関する条例の一部改正を行い、0.05月引上げて4.45月にしようとするものであります。

このことから、町長、副町長並びに議会議員の期末手当につきまして、一般職の職員と同様に引き上げるることについて、関連する条例の一部改正について提案した次第であります。

議案第75号「町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、第4条第2項で期末手当について、現行「6月に支給する場合には、100分の212.5、12月に支給する場合には、100分の227.5」を「100分の222.5」に改め、現行年間支給月数「4.4月」を「4.45月」に引き上げるものであります。

施行期日は、公布の日とし、平成30年4月1日から適用することとしております。

なお、教育長の支給月数については、「浜中町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例」第2条第2項の規定により、町長、副町長の給与に関する条例を準用するとなっておりますので、町長、副町長と同様となります。

議案第76号「議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、第5条第2項で町長、副町長の期末手当支給月数と同様に引き上げるものであります。

施行期日は、公布の日とし、平成30年4月1日から適用することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第75号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第76号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第75号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第75号は、原案のとおり可決されました。

これから議案76号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第76号は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第6 議案第77号公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談
について**

◎日程第7 議案第78号公用車事故被害者損害倍所について

○議長(波岡玄智君) 日程第6 議案第77号及び日程第7 議案第78号を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第77号及び議案第78号につきましては、関連がありますので一活して提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第77号「公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について」提案の理由をご説明申し上げます。

本事故につきましては、8月23日午後4時20分頃、町内の道道琵琶瀬茶内停車場

線、MGロード付近の路上で発生した車両物損事故で、相手車両は、厚岸町白浜4丁目

まるやまみつお

166番地の「丸山光男」さん所有の車両であります。

事故の概要は、職員が道道琵琶瀬茶内停車場線、MGロード付近を走行中、路上に飛び出してきたエゾシカと衝突した際、対向してきた相手車両に破片が飛散し、車両に傷がついたもので、損害額は、216,896円であります。

このことから、町が加入しております保険会社の査定により過失割合を町の過失100パーセントとし、相手車両損害等の全額を町が負担することで、9月29日示談を交わしております。

このことから、地方自治法第96条第1項第12号により議決をいただくものであります。

議案第78号「公用車事故被害者損害賠償について」につきましては、前議案でご説明申し上げました相手車両への損害賠償について、地方自治法第96条第1項第13号により議決をいただくものであります。

この度の事故は誠に遺憾であり、今後このような事故が起きないように安全運転の徹底に万全を期してまいりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○町長（松本博君） これから議案第77号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第78号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第77号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案78号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第77号は、原案のとおり可決されました。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第78号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第79号工事請負契約の締結について

○議長(波岡玄智君) 日程第8 議案第79号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第79号「工事請負契約の締結について」提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、町民温水プールの改修工事を本年度から平成31年度までの2か年に亘って実施するもので、第3回浜中町議会定例会において、継続費として予算の議決をいただいております。

この工事にあたり、11月19日、町内外業者5社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、赤石建設株式会社が1億5,228万円で落札いたしました。

なお、工期は平成31年8月20日までとしております。

ここに「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い

い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第79号の質疑を行います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第79号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第79号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第80号工事請負契約の変更について

○議長（波岡玄智君） 日程第9 議案第80号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第80号「工事請負契約の変更について」提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、平成30年9月12日議案第62号をもって議決を得て、現在施工中であります湯沸高台防災広場造成工事について、工事内容に設計変更が生じたことから、今後、変更契約をしようとするものであり、契約金額2億2,248万円を2億3,365万8千円に変更しようとするものであります。

なお、設計変更に伴う工期の変更はありません。

ここに「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第80号の質疑を行います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第80号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって議案第80号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第81号平成30年度浜中町一般会計補正予算（第7号）

○議長（波岡玄智君） 日程第10 議案第81号を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第81号「平成30年度浜中町一般会計補正予算（第7号）」について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、町道維持業務委託料など、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては歳出では、1款議会費では、議案第76号で議決をいただきました「議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」に基づき、議会議員に要する経費で議員期末手当12万4千円を追加、2款総務費では、基金

積立金で公共施設整備基金積立金1,050万円を増額するなど2,237万1千円を追加、3款民生費では、常設保育所運営に要する経費で茶内保育所用備品購入772万円を追加するなど245万3千円を追加、4款衛生費では、浜中診療所特別会計繰出金で1,263万1千円減額するなど639万9千円を減額、5款農林水産業費では、水産行政に要する経費でホッキ漁業協業化促進事業ほか1事業による補助610万円を増額するなど769万6千円を追加、6款商工費では、観光客誘致宣伝等に要する経費で厚岸道立自然公園国定公園化促進期成会負担金40万7千円を増額するなど6万1千円を追加、7款土木費では、町道維持管理に要する経費で町道維持業務委託料1,730万6千円を追加、下水道事業特別会計繰出金538万6千円を減額、8款消防費では、釧路東部消防組合に要する経費で浜中消防署負担金380万円を減額するなど406万円を減額、9款教育費では、小学校管理運営に要する経費で燃料費の値上がりにより165万6千円を追加するなど842万1千円を追加、11款給与費では、議案第74号及び第75号で議決をいただきました「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、「町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」に基づくもの、及び職員の会計間異動などにより2,131万1千円を追加。

以上により、今回の補正額は、6,389万8千円となります。

一方歳入につきましては、10款地方交付税で交付額確定により1,471万円を減額、各事業の特定財源として国庫支出金1,052万円、寄附金1,181万円などを追加したほか、不足する財源には、繰入金6,008万7,000円を充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、77億8,878万円となります。

次に「第2表継続費補正」につきましては、新庁舎等建設工事の予定工事費が単価増により変更となったことによるもの、また避難施設等建設工事につきましては、本年度より着工予定の防災貯留槽建設工事について、その工事が長期間を要し年度内で完了しないことから、平成32年度までの3か年による継続費として予算を計上しようとするものであります。

次に「第3表地方債補正」につきましては、地方債を財源とする事業費及び同意額の確定に伴う補正であります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては企画財政課長より

説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） （議案第81号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第81号の質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） 数点にわたって質問をさせていただきます。まず歳入の48ページ普通交付税については当初29億2,000万を予定しておりましたが、結果としては、1,471万円減の確定という事になったと思います。

それで現時点での普通交付税の額と特別交付税の額、その留保財源これについてお知らせいただきたいと思います。

それから歳出の60ページ歯科診療所に要する経費需用費と役務費に関してですが、修繕料33万円の内訳の資料では、オイル式ベビコン修理19万5,000円とボイラ室の配管修理13万5,000円とありますが、そのベビコン修理というものはどの様なものか、それからボイラーの配管の修理とありますが、どの辺を直すのか、具体的にお知らせいただきたいと思います。

それから役務費の歯科ユニットの撤去と廃棄の予算が13万円と計上されておりますけれども、茶内の歯科診療所には、ユニットが今、何台あって、その内の何台を撤去するのか、1台だと思っておりますが、その事についてお知らせいただきたいと思います。

それから、62ページ水産行政に要する経費これの補助金の関係ですが、地域づくり総合交付金を使つての事業という事ではありますが、この事業の具体的な内容についてお知らせをいただきたいと思います。

それから64ページ町道維持管理に要する経費の町道維持業務委託料1,730万6,000円の追加、これについては、当初5,000万で6,703万6,000円の予算というふうになる訳ですが、この不足分の追加ですが、多分、委託されている業者に対する不足分をそれぞれ追加すると思うわけですが、その内容について、どの様な内容で、どの様な要因によって追加されるものかお知らせをいただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 歳入、地方交付税について御答弁を申し上げます。普通

交付税と特別交付税とございます。当初予算計上後、普通交付税については、今回の議会で初めての補正となっております。今回1,471万円の減額で補正後29億529万円という事で留保額こちらはございません。残りが特別交付税という事になるわけでございますけれども当初2億3,000万円の予算措置の後807万9,000円の追加補正をしてございます。2億3,807万9,000円でございます。

例年2億9,000万円前後くらいの特別交付税が交付されております。例年どおりでいけば6,000万円強が留保財源になるものではないかと思込んでいるところでございます。

それから特別交付税ですけれども現在の予算措置額は2億3,807万9,000円でございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 60ページ衛生費の歯科診療に要する経費の修繕料それと手数料の関係の御質問についてお答えいたします。

まず修繕の内容ですけれども茶内歯科診療所のオイル式ベビコン修理という事ですけれども、これは機械室にあるコンプレッサーです。医療用機器に繋がるユニットです。例えば歯を削る、水を出すとかの部分のものにコンプレッサーで空気を送ります。そのベビコンの機械で、これのオーバーホールという形になります。これは平成7年に購入したものでありますが、オーバーホールする事によって修理をするという事です。

それとボイラー配管ですけれども、昭和55年の建設当時から使っていたものでありまして、この度、水漏れが発生しまして全般的にかなり腐食が酷いものですから、そのボイラー室の中の配管の部分を取り替えております。それが13万5,000円となっております。

それとベビコンについては、19万5,000円という形になりますので合わせて33万円の補修代となります。

それと手数料の部分ですけれども、茶内歯科診療所の撤去という形になりますけれども、茶内歯科診療所は現在5基のユニットがあります。その内、町で購入したものが3台、歯科医師が購入したものが2台あります。この5台の内、一番古い平成13年のものを撤去するという形になりますので、この残り4台の更新の際については、先生の負担という形になりますので、当面はこの4台で診療を行うという事で聞いております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 62ページの水産行政に要する経費の補助金について御説明申し上げます。

ホッキ漁業協業化促進事業290万円の追加になりますが、こちらの内容につきましては、分粒ポンプを導入することにより、共同で漁場の作業を実施し、ホッキ資源の増殖及び資源の管理及び漁業者の経営安定並びに後継者確保や漁業所得の向上を目的として行います。

その内容としましては、トーハツの消防ポンプを3台それに伴う消防ポンプの給水管海水を汲み上げるもの、こちらについても3本になります。次にタンクセットプライマこちらが25リットル分を3つ導入する事になっております。

次に消防ポンプのエンジンプラスチックカバーを3個こちらは、海水にあたらぬ様にプラスチックを囲うものになっております。

続きましてウニ養殖新規着業者設備導入事業につきまして320万円の追加であります。こちらは散布漁協で試行錯誤の際に確立された作り育てる漁業のウニ養殖業を8件、新規着業により漁業後継者の確保を図る事を目的として行います。こちらにつきましては、水中埋め込み式アンカーを96台、次に洗浄機、こちらはエンジン式になりまして洗浄機の先のサイクロンノズルを含めまして、こちらの8台の補助をいたすものとなっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡邊馨君） 64ページ土木費の町道維持管理に要する経費、町道維持管理業務委託料1,730万6,000円の内容と要因についてお答えします。

まず内容についてですが4月1日で町内業者2社と委託契約を交わしました。

金額につきましては4,957万2,000円それに秋に予算の不足を生じたため、1月6日に設計変更を交わしました。その金額は、6,730万5,600円これによって1,773万3,600円増額となりました。

続きまして、その要因でございますが、まず1つ目に3月、6月の低気圧や7月の温帯低気圧また台風5号、21号、24号による路肩法面補修、優劣の補修、倒木処理が例年以上に多かったためでございます。

今年の状況ですが町道維持補修の観点からは、台風そのものの被害はあまり見受けられませんでした。台風からの温帯低気圧に変わった後の集中豪雨や強風によって道路

被害が集中したというふうに分析しております。

2つ目といたしまして、今年の冬は非常に雪が少なかったものですから、その関係で道路の損傷も激しく、その補修に費用が生じたという事、3つ目に地域からの要望に対する補修も例年以上に補修する箇所が多かったものですから、それらの対応も順次行いました。そのため規定予算に不足が生じたため、このたび補正予算をお願いした次第でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○3番（川村義春君） 交付税の関係でありますけれども留保は6,000万円くらいしかないと言う状況ですね。

今後の充当する予定事業と言うのは、想定される事業があるのであればお知らせいただきたいのですが、例えば今、財源的には、特交の部分が残っているのかなと思います。が除雪経費が足りなかったら、それに充当するなど色々あるでしょうけれども、もし想定されるものがあるとなればお答えいただきたいと思います。

それから60ページの歯科診療所に要する経費の需用費についてコンプレッサーという事で分かりました。水漏れがあるという事での配管修理という事で理解をいたしました。この手数料ですけれども、茶内には、今5基あるという事ですけれども、その5機のうち町で設置しているのが3台で先生が設置したのが2台あって今回廃棄の1台は、先生が購入したものというふうに理解していいですか。浜中歯科診療所から運んだものの1つかなというふうに思うのですが。

関連して議長のお許しをいただいて、霧多布にある浜中歯科診療所の関係についてお聞きしたいのですが、平成28年10月から診療については、火、木の午後2時から5時までの診療とする事になって今も継続されていると思うのですが、この診療日には、霧多布方面から茶内歯科診療所に行って治療を受けていて、浜中診療所で治療を受ける場合は予約制だという事で、住民は困っているという事で聞いております。そんな事で診療日数を増やすという、例えば午後からでも火、木の診療日をもう1日増やすとか、その様な動きができないのか、その辺を確認をさせていただきたいと思います。

それで霧多布にあるユニットについては、今のところ、まだ使えるという状況なのかも含めてお知らせいただきたいと思います。

それから水産行政に要する経費の補助金の内容については、理解いたしました。それでホッキ漁の協業化促進事業これについては分粒式ポンプを3台購入するという様な

事で理解しておりますが、これは個人が購入するのではなくて3件共同ですからその3人が購入するのではなくて組合が購入して漁家にリースをするという様な内容と理解していいのかどうか。散布の場合は、8人増えるという部分についても同じ様な方式になるのかどうかの確認をしておきたいと思います。

それと町道維持管理に要する経費これについては、本当に今年は、温帯低気圧に変わって集中豪雨があって多かった年でした。台風も3つ程きて道路の關係に被害が生じているという事で、それぞれ対応した結果なのかなと思いました。それで海岸方面と山方面どちらに多く被害があって委託料を分散したのか、もし差支えがなければ金額をそれぞれお知らせをいただきたいと思います。いずれにしても地域要望が沢山あって積極的に動いていただいたという事に対して敬意を表したいと思います。

以上、質問の部分についてお答えいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 交付税の留保財源の關係の充当事業等について御答弁申し上げます。

例年、特別交付税については、当初予算2億3,000万円の定額計上という形でさせていただきます。

除雪費については、当初予算では4,000万円これも定額の計上でございます。例年、除雪経費につきまして4,000万円で足りなくなった場合については、特別交付税の留保額、先ほどお話申し上げましたとおり2億9,000万円前後が実績として交付されております。現在、だいたい6,000万円近くあるのかなという事で、その中から除雪経費に充てさせていただきたいと考えているところでございます。例年、12月定例会この補正を過ぎた後、よほど極端な事がなければ3月では追加補正という形は考えられませんので、その他に充当するという事は、今のところ想定しておりません。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺直人君） 60ページの歯科診療に要する経費の再質問にお答えいたします。まず初めに茶内歯科診療所のユニットの關係ですけれども平成13年度に購入したのは、町の備品ですので町の備品を撤去する費用については、町でみるという形になります。この度につきましては、それで計上させていただいています。歯科医師が購入したものにつきましては、歯科医師さんの方で撤去してもらうという形になります。それと関連の部分で浜中歯科診療所の状況ですけれども、町で購入の部分が2台あ

ります。それと先生が購入したものの、私の記憶では、2台あったかと思しますので合計4台あったかと思ひます。それと診療日数の関係ですけれども28年の10月から前医師の退職によりまして、この様な体制10月の火、木の午後からという事で始めています。

29年度の診療実績をお知らせいたしますけれども、29年4月から30年3月までの週2回で午後からの診療で1,752人の患者さんがおります。ちなみに茶内歯科診療所は、6,482人となっております。やはり浜中歯科診療所が閉まった段階で茶内の方に患者さんが行ったという事もありますけれども、現在まで予約制で診療しております。

今後の部分につきましては、林歯科医師と協議する中では、歯科助手、歯科衛生士、歯科医師の確保の体制も含めて診療日数の増それと林医師の奥様も歯科医師でありますので、その辺で調整できないかというお話もさせてもらっていますけれども、歯科助手の確保もありますので引き続き診療日数の増に関して町といたしましては、働きかけていきたいと思っております。

雇用の体制につきましては、歯科助手の募集をしておりますが、なかなか来ていただけないという事があります。それと歯科医師につきましても特に難しいところもありますので、林先生の方で確保という事を念頭に置いて今、動いている状況です。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 62ページ水産行政に要する経費の再質問についてお答えいたします。

こちらにつきましては、議員おっしゃられますとおり両漁協が購入いたしまして漁業者にリースする事となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡邊馨君） 町道維持補修の関係で山と海どちらが多いのかという御質問ですけれども台風、低気圧被害に特化した部分での回答になりますが圧倒的に山の方が多いです。地区的に申し上げますと熊牛、姉別そして東円この3箇所が多かったと見受けられます。なぜ、この3箇所が多いかというと、砂利道がありまして、雨烈の被害が多数見受けられたという事が今回の金額になったという事になります。

続きまして、それに対する金額という事ですけれども、こちらは台風の特化した部分で答える委託業者2社ありまして、西と東に分けておりますので海、山ではないので、

その辺の回答は出来ません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○3番（川村義春君） 1点だけ再質問をさせていただきたいと思います。60ページの歯科診療所の関係であります。

私、過去に何回も浜中歯科診療所の運営について質問をしてきております。その都度、当面、今の体制のままで推移したいという事で林先生に新しく歯科医師を探してもらうという話もあるという事ですし当面その様な方向でやるという事は、仕方がないというふうに思っておりますが、今の状態で3年くらい経っているわけですけれども、やっぱり海岸方面に住んでいる町民の利便性を考えるともう少し開設日数を増やしてほしいというのは、せめてもの要望なんです。本来であれば私、何回も言っていますけれども浜中町の歯科診療所なんですから委託の部分を切り離して単独で先生を募集するという事になれば来る先生も居るんじゃないかと私は、思うんです。

ただ、今までの町長答弁は、上田医師に両歯科診療所の面倒を見てもらった恩があって、今すぐには出来ないという事も含めてあるというふうな話でしたから、私は多くはいいませんでしたけれども、その辺、今後本当にこのままの状態町民が納得するのかなと思っていますので、その辺の将来的な考え方を出来れば町長の方から答弁いただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） ただ今、担当課長からもお話をしましたけれども、確かに経過はそのとおりであります。委託から直営にするという話は伺っておりますけれども、現状では今、頼んでいる事ですから、逆に言うと頼んでいるけれども出来なければ直営に戻ってくるという様な状況にはなっていません。

また、時間はかかっていますけれども、今探してもらっている状況です。決めなければならぬ時期が来るかもしれませんけれども、その時は、またその時で相談させてもらいたいと思います。とりあえず今、日数の関係もありますけれども、この事に関しましては、担当課長も含めて協議して医師とも相談していきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○4番（中山眞一君） 52ページ総務費ふれあい交流保養センター運営に要する経費35万6,000円についてお尋ねさせていただきたいと思います。

ふれあい交流保養センター改修工事補足説明では、露天風呂の目隠しという事で新し

く作る庁舎が東側の面、どちらかというとも窓が無いという事で東側は、露天風呂が見えない様につくるという事で聞いておりますけれども、この目隠しの必要性があるのかどうか、そして35万6,000円ですから、どの様な材質を使ってどの様な作り方をするのか教えてほしいと思います。

次に62ページ商工費、観光客誘致宣伝に要する経費ですけれども、補足説明では、厚岸道立自然公園の国定化促進期成会の負担金で道への要請活動の40万7,000円という事の様ですけれども、厚岸道立自然公園の国定化問題につきましては、長年の提案も長い時間かかっていますけれども、この様な要請活動を行うと言う事は、可能性がでてきたのかどうかについて教えてほしいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） まず54ページのふれあい交流保養センターの改修工事の関係でございます。この改修につきましては現在、新庁舎建設場所で行っている工事の方々から見えるという事で対応するものでございます。庁舎からという事ではなくて、現在、現場で働いている方々から見えるという事です。それで露天風呂の浴槽自体に樹脂製の竹がけを全面施工する予定でございます。総事業費は111万8,000円です。執行残が83万2,000円ありますので今回不足分35万6,000円という事でお願いしているところでございます。まだ現場の方を確認しておりませんので、実際に庁舎が完成したら指定管理者、お客さんとで協議する事になるのかなと思っております。

それと62ページの期成会の関係でございますが、これにつきましては本年5月に厚岸湖の自然と共生する漁業生産活動を持続可能としていくための指針としまして厚岸町が厚岸湖の保全による漁業地域振興計画を作成したところであります。この計画に基づいた取り組みを推進するという事で関係団体の合意が整っております。本年9月の道議会の定例会の一般質問で厚岸道立自然公園の国定公園指定に向けた取り組みについての質問に対しまして、知事が道として必要な調査を進め、関係機関との調整を行い早期に国定公園として指定される様に積極的に取り組むと答弁しております。

更には10月の予算特別委員会において自然公園担当課長が国定公園の指定に当たり自然環境などの状況把握のための調査を早期に実施する必要がある、同じく環境生活部長が国と道の2020年目標の観光戦略上、重要な位置づけとして国立国定公園は、その価値が高く浸透、厚岸道立自然公園が国定公園に指定されると国内外に広く発信さ

れ、地域振興や観光戦略に大きな起爆剤となるので指定に向けスピード感を持って積極的に取り組むと答弁されております。当地域としましても同様に考えており、構成団体参加のもと、官民一体となって熱意を伝えるべく、今回の行政活動となっております。道によりますと2019年に調査を並行しまして計画を策定する予定となっております。最短で2020年には、昇格の決定を受けれるものという事で伺っております。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○4番（中山眞一君） ゆうゆの件ですけれども、目隠しがその様なもので作られるという事ですけれども、この大きさはどの程度のものなのか。

それから先ほどの説明では庁舎ができた後、これをどうするか協議するという事ですが、けれども仮設なのか、ずっと使えるものなのか、それがあつて事によって景観はどうなるのか、その辺の見解をお知らせいただきたいと思つてます。

それから、国定公園化の負担金の関係40万7,000円は、要請活動という事ですが、けれども、札幌へ何回行って誰が行くのか、浜中町の状態また国定公園の昇格問題というのは、浜中町だけではなく他の町村の厚岸町、釧路町も絡む事だと思つてますけれども、その辺の活動状況について教えていただければなと思つてます。

先ほど説明の中で道議会の第3回定例会の一般質問これは根室市選出の松浦宗信道議が一般質問で確かに9月の30日に行つております。今説明のありました様に高橋知事は、早期に国定公園として指定されるよう積極的に取り組んでまいりますという答弁もしています。これにつきましては、長年の懸案でしたので、2020年くらいにうまくいけばという事ですから、そういう意味では、大変うれしい事だと思つてますけれども、これが懸案でありましたが厚岸道立自然公園が国定公園に昇格されたとするならば、この国定公園昇格後の名称は、どの様になる予定なのか教えてほしいと思つてます。

それと道立公園が国定公園に昇格された場合どの様なメリットがでてくるのか、そして変更になる場合、例えば指定地域の問題など変更になるところが出てくるかと思つてますけれども、この様に変わってくるメリットの部分の説明もご説明いただきたいと思つてます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 54ページのゆうゆの関係でございますが大きさは、高さ1メートル40センチ、長さは露天風呂1と2を合わせて10メートルでございます。

景観の関係なのですが、露天風呂からは、景色が見えなくなるのですが、ゆうゆの中の方からは見れる状態です。普通の浴槽に入浴しながら今も見れない状態ですので、ここは変わらないと思います。

庁舎建設後の関係でございますが、残すか外すかというのは、今後の検討課題となるかと思えます。

62ページの国定公園の関係でございますが40万7,000円の内訳につきましては、期成会の浜中町の構成員、町長以下10名分の経費となっております。

厚岸町が同じく構成員10名分で補正予算を取る予定となっております。釧路町につきましては5名分の補正予算で計上するという予定になってございます。回数につきましては、この度は道知事への1回、全員揃っての要請活動となっております。

次年度以降の行政活動については、まだ事業計画を組んでおりませんので来年度以降になろうかと思えます。

名称の関係でございますが今回、特段まだ協議をしてございません。ただ平成17年にシンポジウムを開催しております。その際には、厚岸、霧多布、昆布森国定公園という事で開催しております。あと国定化になった時のメリットでございますが、まず公園内の利用施設整備に係る部分に対して国の交付金が受けられるようになります。

最大のメリットとなると思うのですが、全国的にも海外的にも知名度がアップされます。知名度がアップされる事によって地域振興に様々な恩恵が期待されるところであります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○4番（中山眞一君） 目隠しの件ですけれども、露天風呂からの景観は変わらないという事ですか。その目隠しがある事によって露天風呂から霧多布市街や海など見えている風景が見えなくなるという事がないかどうか、その目隠しがある事によって総体的に表から見た場合どちらから見ても景観上、良いのか、悪いのか、その事について分かれば教えていただきたいと思えます。その竹状のものという事ですけれども、その露天風呂のすぐそばにあると言う事が総体的な景観として、どうなのかという事を教えていただきたいと思えます。

それから道への要請活動ですけれども浜中町から町長以下10名という事ですけれども、いつ頃行って知事に要請活動するのか、その点について、もう少し具体的に教えて

下さい。

それから国定公園になった場合のメリットそれと国の交付金が受けられる事、知名度がアップされるという事以外に、例えばその場所の面積が変わるとか、色々な事が発生するのではないかと思いますけれども、その辺の事で分かっている範囲内で具体的に教えていただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） まず露天風呂の関係ですが、景色は見れません。

当然、外から見られない様にという事ですので景色は見れません。

全体的な景観でございますが、現在も塀で囲まれておりますので、それほど変わるとは思いません。今も塀はされておりますので、その中に設置します。

国定公園の関係でございますが今月の17日に直接、知事と会う予定となっております。

それとメリットでございますが、今考えられているのが霧多布湿原の天然記念物に指定されている部分これらが特別保護地区という事に指定される予定となっております。そうなれば手厚い保全が出来るのかなと思っております。

それから今考えているのが、浜中で言えば奔幌戸沼、あとは別寒辺牛川の標茶町の上流部の方を想定しているそうですので、面積は増えると思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） 今の国定公園に関連しましてお聞きしたいと思います。

64ページであります国定公園化が2020年に昇格される見通しとなっているという事でメリットが大きいのかなと思っておりますが、規制もありますので、その辺を漁業の関係でお聞きしておきたいと思っております。

河川湖沼等の推移また水量の増減を及ぼさない事それから水面を埋め立てまた干拓をすること、それから屋根その他これらに類似するものの植栽、色彩の変更、今この様な規制がかかっています。

漁業に関しては、この河川と水面の埋め立て等に関わる様な事だと思っておりますが、これらの内容の説明を分かりやすく教えていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。まず規制の関係でございますが普通地域から特別保護地区へ変更となる場所については、規制は強化されると言われてお

ります。ただ、現在行われている漁業生産活動につきましては、特別地区でも普通地域でも規制を受けることなく生産活動が来ておりますので、新たな規制というのは、分からないという事で伺っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） 今、規制の中にある水面を埋め立てる干拓をするという項目は、対象にならなくて規制にもならないという解釈でいいですか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 先ほども言いましたとおり特別保護地区に変更された場合には、規制はかかりますが、現在営んでいるところについては現行どおり活動できるという事で伺っております。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○5番（秋森新二君） この産業活動に影響がないという事だと思いますが、具体的に火散布と特別保護の中に入るという事はまずないという事でいいですか。

産業活動に今現在、活動している場所ですから、その箇所が規制の対象にならないという事でいいのかを伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 火散布沼でございますが、現在、漁業を営まれている場所につきましては普通地域でございます。普通地域から特別保護地区に変更になる事はございません。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 2点質問させていただきます。58ページ常設保育所に関してです。

先ほどの説明では、子育て支援センターに関して、全て新しく完成する茶内保育所の備品購入等であるという事でございました。

消耗品費での説明では、調理機一式63万1,000円、備品購入費は、備品一式772万円、子育て支援センターについても物品庫という事で92万1,000円という事があります。それで新しく出来るにあたって必要になる様々なものがあると思うのですが、現在の保育所で使われているものに関しては、使えるものは、使うという認識でありますが、その確認と保育所が新しくなったから室内で遊ぶものも全て新しくするというものではないと理解しております。例えば100万くらいになる大まかなもの、こ

の説明をいただきたいと思います。

それと66ページ小学校費及び中学校費であります。どちらもこの運営に係る経費の増額でありまして、修繕料これは小学校に関しては、当初で270万位で中学校に関しては210万位だったというふうに理解しております。各学校の修繕料かなというふうに理解しておりますが、どの学校で大きく修繕料がかかったのか、最終的にこれだけの不足が生じたという事が分かれば、その点を示していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 58ページの保育所について説明をさせていただきます。

1点目の質問にお答えいたします。使用できるものについては使う予定ですが、おもちゃ等については古いものが多いので、持っていくものは限られてしまいます。

それと大まかなものという事ですが、事務室、職員室の机等は、個別のものを今まで使用していたのですが、それも古くなっておりますので、共有して使える様な形式のものにします。それで事務用品関係では、机、椅子、職員が使いますロッカーが大きなところになります。

それと各保育室は、今使っている大きい子供たちの机は老朽化していますので、それも新たに購入しようと思っておりますので、金額が大きくなるというところになります。それと子育て支援センターの部屋には、今まで茶内に支援がありませんでしたので、おもちゃとして、おままごと、本棚なども購入する事になります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） 先ほどの御質問にお答えいたします。小学校管理費におきましては、270万円程度の予算が当初予算でついてございます。

この内訳としましては、各学校の校舎の方に1校あたり25万円の修繕料を見てございますし、教員住宅につきましても5万円の5校分という事で見てございます。その他には、小学校の遊具改修で80万円程みておりましたし、学校の中レール約30万円、チャイム約10万円という形でみております。

どの学校の支出が多いのかという事ですが、全体的に細かいものや改修の部分が学校から出てきていますので、それらに基づいて平均的に予算の範囲内で学校を補修したという事でございます。

今回予算を上げさせていただいたのは、11月いっぱいまで修繕料の方が使い切る様な形になりますので、これから冬季間を迎えますので凍結の関係などが出てきますと校舎

や教員住宅の部分が出てくるという事で見込み計上させていただきました。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 保育所に関してはおよそ想像がつかしました。それで大きな金額ではないという事もありますし、この購入にあたって自分なりに考えるのは、地元の事業者を優先に考えていくべきかなと思いますので、その点の考えがあるのかどうか教えて下さい。

それと学校についても、どこに多くかかったという訳ではありません。全く関係ない修繕料というふうに理解しておりますけれども、今年3月に長寿命化計画が出来ていません。本来であれば今年度、茶内小学校のトイレの改修また来年以降にも順次改修していく予定になっております。その他の補修についても年次計画されています。当然これは、交付金を当て込んだの計画になる訳ですけれども、その長寿命化計画どおりに今後、進んでいけるのかなという事もあります。

今年度、水洗化がまだ予算計上されておられませんので、その辺の来年度に向けての当初予算に計上できる予定であればお知らせいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 購入について御説明させていただきます。地元業者から購入できるものですので、その様に考えております。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 茶内小学校のトイレにつきましては、今年度ではなく、次年度に何とか財政サイドと協議しまして何とか来年やりたいという事で意見は一致しております。

今後トータルの進め方の中で、どの様になってくるか、その様な形で計画どおり取り進めたいと思っておりますので御理解願います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 1 2 時 2 分)

(再開 午後 1 時 0 0 分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（波岡玄智君） 日程第10 議案第81号の質疑を続けます。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 2点ほど御質問を申し上げます。まず1点目54ページの地方バス路線に要する経費これは、地方バス路線を維持するための補助279万7,000円が追加補正されていますけれども、これは実績によるものという事なんですけれども、この算出根拠については以前に説明を受けているかと思っっているんですけれども、はっきりした記憶がありませんので改めてお答えをいただきたいのと、今年度30年度におけるトータルで今後も補正があるのかどうか、トータルでどの程度を予定しているのかも含めてお尋ねをしておきたいと思えます。

関連して先日アンケート調査が集計されまして全員協議会で御説明をいただいたんですけれども、これを利用しながら地域公共交通の形成計画を立てて、今後路線を確立していくという事だと思っんですけれども、当初予算の時にも説明をいただいているのですが、今後の予定として、いつまでこの計画を策定して、実際それに基づいた運行が始まるのはいつ頃になるのか、今の段階での予定について、この機会に伺っておきたいと思えます。

それからもう1点目66ページ教育振興に要する経費の中の学校用品扶助費、入学児童が当初より10名増えるという説明を受けておりますけれども、この学校別の人数を教えてくださいたいのと、10名といえればかなりの増え方かなと思っんですけれども、当初、何人で何名増えて、その要因と言うのはどの様な傾向で増えてきているのかも含めて分かれば教えてください。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 54ページの地方バス路線に要する経費の補助279万7,000円についてでございます。

まず1点目の今回補正しております算出の根拠という事で申し上げますと、この町単独路線それから広域路線、根室・釧路間の路線がございますけれども、この広域路線の部分については、国の補助を受けながら運行しているという事になりますので、浜中から厚岸、浜中から釧路間、ここが広域路線という事で国の補助を受けております。

それから根室と釧路間これも広域運行路線という事で国の補助、一部道の補助金も入っておりますが、それを差し引いた部分での地元自治体の負担分という事になっております。中身という部分でございますけれども、計上収支運行に要する費用、それから料

金収入を差し引いた不足分、赤字部分ですが、その赤字分に対する地元の負担分が大きくなります。全体的に言いますと、国の方からは限度額としては20分の9が国からの補助としてバス会社の方に運行経費として補助されるという事なんですけれども、その残り分20分の11、ここを地元の負担という事になります。その20分の11の地元負担分に対して、それぞれの運行路線にはりついている自治体での距離によって案分された一部分で申し上げますと釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町この4自治体がキロ数に応じて案分されたそれぞれの自治体での補助金として釧路バスの方へ不足分としてお支払いしている額になっております。

一方で単独路線というのは、それぞれの自治体の中で運行しているということになりますので、収支で赤字になった部分の補てん分という事で、それは地元の自治体で補助していくという様な仕組みになってございます。

それから今後の追加での補正があるかという事ですけれども、これにつきましては、補助の確定分という事で企画財政課長の方からも説明がありましたけれども、前年度の10月から今年9月までの運航の実績分で1年間に要する費用の確定分という事で当初こちらの方で予算措置させていただいておりますが、前年度分の実績を基に予算措置させていただいております。実質いろんな要因はございますけれども、燃料の高騰ですとか人材不足という事でドライバーの確保のために要する費用、この様なところの要因もございまして前年度の運行実績よりも今年度の運行実績が上回ったという事で、それに対する費用の差額分としての地元自治体の負担分となっております。

それから3点目のアンケートの利用の関係なんですけれども、この部分については全体のこれからのスケジュールにも関わってきますけれども、地域公共交通網形成計画これを今アンケートを基に協議会を立ち上げた中で、協議検討あるいは専門部会の中でアンケートのデータに基づきながら方向性を出して、次年度に公共交通網の計画を協議会として策定していきたいというスケジュールであります。その運行路網計画のためにも実際どの様に走らせて実証運行この様なものも次年度計画したいという事で考えております。その中で最終的には、交通網計画によって、いつバスが走るのかという事では、来年度、交通網計画あるいは実証運行しながら、公共交通広域路線であります運行路線が10月から9月までの実績という事もございますので、その辺は、実際に運行しているバス会社さんと協議等で発生をしてくるかと思いますが、実績に基づく補助という期間の事を考えますと、来年が交通網計画、再来年では10月以降町内の公共交通網計画

に基づいた運行の整理をして実際の車両運行を計画して進めたいと考えております。
以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 教育振興費、その他教育振興に要する経費の扶助費の学用品扶助費についてお答えいたします。

これにつきましては、就学援助の入学準備金でございます。当初予算は7名分見ておりましたが、今年4月に入りまして新規で2名申請してございます。予算残額が5名分と言う様な事でありまして、今現在の小学校6年生の就学援助を受けている児童が14名おりまして、こちらから5名分を引くと9名分が不足しておりました。昨年の実績で追加申し込みが1件ありましたので9名分プラス1名で10名分の47万4,000円を補正させていただくものです。

学校別には、現在6年生の就学援助を受けている方が霧多布小学校で11名、散布小学校で1名、茶内小学校で2名で合計14名という事になってございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 分かりました。1点だけバスの関係で29年度の決算では、2,138万4,000円がかかっているわけです。それにプラス270万7,000円がプラスされるという理解でいいですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今、議員おっしゃられました様に当初予算では、昨年の実績の2,138万4,000円で、今年は、昨年の10月から9月までの総費用に係る補助割合に求められた地元自治体での浜中町分として2,418万1,000円これの差し引きを今回計上させていただいたという事になります。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第81号の討論を行います。

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第81号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第82号平成30年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

○議長(波岡玄智君) 日程第11 議案第82号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第82号「平成30年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、北海道クラウドが運用している国保事業状況報告システムの改修経費を負担金として支出するにあたり、必要な補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出1款総務費で、共同電算化に要する経費で、北海道国保連合会への国保事業状況報告システム改修負担金として、27万円を増額するものであります。

一方、歳入につきましては、2款道支出金で、歳出でご説明した北海道国保連合会への国保事業状況報告システム改修負担金の財源に充てる交付金分、27万円を追加しようとするものであります。この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、11億4,226万5千円となります。

なお、本補正予算につきましては、浜中町国保運営協議会に諮問し、答申をいただいております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第82号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第82号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第82号は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第12 議案第83号平成30年度浜中町介護保険特別会計補正予算
(第2号)**

○議長(波岡玄智君) 日程第12 議案第83号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第83号「平成30年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第2号)」について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、議案第74号で議決いただきました「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に基づき、人件費などについて、補正をお願いしようとするものがあります。

補正の内容といたしましては、歳出、1款総務費、1項総務管理費では、介護保険推進に要する経費で、職員手当等17,000円、共済組合負担金4,000円、退職手当組合負担金4,000円の追加、3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、では、包括的支援事業に要する経費で、給料9,000円の追加。

以上により、今回の補正額は、3万4,000円の追加となります。

一方歳入につきましては、6款繰入金、1項一般会計繰入金、事務費繰入金3万4,000円を追加し、収支の均衡を図ろうとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、4億7,926万8,000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第83号の質疑を行います。
歳入歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第83号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから議案第83号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって議案第83号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第84号平成30年度浜中診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（波岡玄智君） 日程第13 議案第84号を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第84号「平成30年度浜中診療所特別会計補正予算（第1号）」について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、歳出、1款総務費 浜中診療所維持管理に要する経費では、11節需用費の燃料費23万2,000円の追加は、灯油価格高騰による不足見込み分。光熱水費99万1,000円の追加は、電気料で低気温による使用増と電気料金値上げによるもの。浜中診療所運営に要する経費では、2節給料410万9,000円の減額、

3節職員手当等167万8,000円の減額、4節共済費130万5,000円の減額、

19節負担金、補助及び交付金79万9,000円の減額は、5月1日付けで看護助手1名の会計異動によるものと議案第74号で議決をいただきました「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に基づくもの。7節賃金の臨時雇上賃金65万7,000円の追加、12節役務費のクリーニング代7万6,000円の追加は、いずれも不足見込み分。27節公課費の消費税10万円の追加は、消費税額確定によるもの。2款医業費 医業に要する経費では、11節需用費の医薬材料費233万8,000円の追加は、入院・外来診療での注射薬や各種予防接種等における不足見込み分。

以上により今回の補正額は、349万7,000円の減額となります。

一方、歳入につきましては、4款繰入金の一般会計繰入金で1,263万1,000円を減額、5款繰越金で前年度繰越金913万,000円を追加補正し、財源調整するものであります。

この結果、補正後の歳入歳出の総額は、それぞれ349万7,000円を減額し、2億5,062万9,000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第84号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） 歳入の前年度剰余金913万4,000円は、全部出し切った事によって一般会計の繰入金を減額したこれらの事で理解していいのか。

それと医業費に要する経費106ページですけれども、医薬材料費これについては、今、町長から説明があった様に注射器や各種予防接種等にかかるものと言われましたけれども、この医薬材料の具体的な内容233万8,000円これは、当初予算では1,400万7,000円の予算で今回これを補正すると1,634万5,000円になるはずですが、どの様な材料費を購入するのかお知らせいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（齊藤清隆君） ただ今の御質問にお答えをいたします。102ページ歳入でございますが、前年度剰余金の913万4,000円につきましては、規定予算1万円を残しての全額としております。

次に106ページの医業費に要する経費、需用費の医薬材料費でございますが、この

追加補正につきましては、今年度4月から9月までの実績と、加えまして昨年10月からの実績を合わせて見込み計上しているものでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今の答弁でいくと4月から9月までの実績に加えて、前年度の10月から3月までの見込みと去年の実績見込みも加えて補正したという事ですね。

具体的には、先ほど町長が注射器とか予防接種と言っておりましたけれども、例えば予防接種であれば、どの様なものに対して多く予算をつけているのか。今までの実績も含めて足りない分を補正すると思えますけれども、その辺の中身を教えてほしいなと思うんです。

今、全国的に流行っている風疹の関係がありますから、例えば町内から該当者が出てくる可能性もあるのでワクチンを大量に購入するなどを考えているのかどうか。

それと風疹の関係ですけれども、私は、町民にも予防接種されていない方への周知これらを徹底すべきではないかなと思っているのですが、これは福祉保健課の方の担当になると思いますが、その辺の対応は、どの様になっているのか併せてお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（齊藤清隆君） ただ今の再質問にお答えをいたします。医薬材料の補正の関係でございますけれども、町長が先ほど注射器と申しましたが注射薬でございます。この注射薬の増とその薬品の増につきましては、若干ではございますけれども昨年度より入院、外来ともに受診率が上がっているという状況での増分、それと予防接種につきましては、ほぼインフルエンザのワクチンの予防接種料分という事です。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 風疹の関係ですけれども、この部分につきましては、北海道の方から風疹患者が最近増えているという事で通知がきておまして、道内でも発生したという症例があります。町内では今のところ確認されておりませんが、年齢層でいうと全く予防接種を受けていない方がおまして、特に妊婦に対しての影響は大きいと思えますので、その辺については一般住民に周知していきたいと思えます。

また具体的には、年齢層を特定して検査また対応の部分につきましても今後やる予定をしております。

それと検査の方は今、道の方でやっておりますけれども、検査機関の周知等につつま

しては、その辺を含めて、これから検討していきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第84号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第85号平成30年度浜中町下水道事業特別会計補正予算
(第2号)

○議長（波岡玄智君） 日程第14 議案第85号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第85号「平成30年度浜中町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、事業実績による減額及び人件費などの補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては歳出では、1款総務費、一般管理に要する経費で、給料及び職員手当などで5万9,000円の追加は、議案第74号で議決をいただきました職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づくもの。

2款1項下水道費で、特定環境保全公共下水道事業に要する経費では、工事請負費などで3,708万6,000円の減額は事業実績によるもの。

農業集落排水事業に要する経費で備品購入費64万8,000円の増額、「茶内クリー

ンセンター管理運営に要する経費」で光熱水費14万3,000円の追加となります。

一方、歳入につきましては、3款国庫支出金、公共下水道事業補助1,870万円の減額は事業実績によるもので、4款繰入金、一般会計繰入金は459万5,000円の減額、5款繰越金、前年度剰余金は75万9,000円の追加、7款町債、特定環境保全公共下水道整備事業債は1,370万円を減額するものです。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,623万6,000円を減額し、3億7084万2,000円となります。

次に「第2表地方債補正」につきましては、地方債を財源とする事業の補正によるものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第85号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） 120ページの工事請負費、霧多布クリーンセンター長寿命化工事と言う事で3,400万の減額であります。

当初予算は5,800万円ですから実質2,400万円の事業がされたという事になると思うんですが、これは入札減とは思われないし、他に理由があったのかなと思います。

それで財源内訳を見ますと特定財源で1,870万円、社会資本整備交付金が減額されているという事は、これに関連している部分なのかなと思いますので、その辺の説明をしていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡邊馨君） 120ページ下水道事業費の工事請負費、霧多布クリーンセンター長寿命化工事3,400万円の減額についてお答えします。

この度の補正につきましては、社会資本整備総合交付金を活用した事業、汚泥処理コントローラ盤、水処理コントローラ盤の更新、床排水ポンプの更新の3事業を当初5,800万円で予定しておりました。しかし道の交付金の内示額が、この3本を賄えるまでの金額に至らなかったため、町の持ち出しを軽減させるため、本年度は水処理コントローラ盤の更新、床排水ポンプの更新2本を取り下げた為に事業費でいけば水処理コントローラ盤で3,000万床、排水ポンプの更新で400万、合計3,400万の減額を

行いました。

それに伴い先ほどもお話がありました歳入116ページですけれども、公共下水道事業補助で水処理コントローラ盤の更新で1,650万円、床排水ポンプ更新で220万円、合計1,870万円を減額しました。

よって入札による減額ではございません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 内容については分かりましたけれども、この社会資本整備交付金は、全国枠があって、その中の浜中町で予定していた分が枠から漏れたというふうに理解するわけですけれども、先ほど言われた残った2つの事業の水処理コントローラ盤それから床排水ポンプ3,400万円これについては、来年度以降どの様な形になりますか。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡邊馨君） お答えします。今回の社会資本整備交付金これにつきましては、浜中町の内示額が他の事業もございますけれども1,318万円という事で、うちが当初要望した額に対して19%、本来下水道のメニューでいけば50%の補助と55%の補助の2本があります。

この様な事から本来、全事業を行うと19%程度なんですけれども、他の2本をやめて今回の汚泥処理コントローラ盤でいけば41%程度の交付率まで戻るのかなという事で、今言われたとおり2本取り下げました。

ただ今、言われた国の交付金に対する振り分けを道から市町村へと下りてくるのですが、こういった状況につきましては浜中町に限らず他の市町村も同じ様な悩みがあって、中には、浜中町でいけば事業が何本もあったので、その内の数本をやめれば良かったのですが、全事業を行えなかった市町村もございました。

先ほど御質問のありました水処理コントローラ盤と床排水ポンプにつきましては、今年の5月に行った概算要望に既に要求済みでございますので、交付率をアップするためには、根強く町としましても熱意を伝えながら予算の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第85号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案85号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第86号平成30年度浜中町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(波岡玄智君) 日程第15号 議案第86号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第86号「平成30年度浜中町水道事業会計補正予算(第1号)」について提案の理由をご説明申し上げます。

議案書131ページの予算説明資料をお開きください。

この度の補正は、水道施設運営費用の不足見込額の追加と人件費の減額及び建設改良費を追加計上するもので、収益的収入で、1款水道事業収益で、一般会計補助金307万円の追加。収益的支出で、1款水道事業費用、1目浄水及び配水費318万9,000円は、何れも実績見込みによる不足分の追加。2目総係費11万9,000円の減額は人件費で、議案第74号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に基づく改定分と職員の会計間異動に伴う増減額分、及び手当のうち超過勤務手当と宿日直手当は、実績見込みによる不足分の追加をするものであります。

123ページにお戻り頂き、議案第2条、収益的収入及び支出の補正後の予定額はそれぞれ307万円を追加し、1億9,517万1,000円となります。131ページをお開きください。

次に資本的支出で1款資本的支出、2目配水施設費308万9,000円の計上は、

今後予定をしている茶内配水池の耐震化更新事業に際し、翌年度、実施設計に係る国庫補助概算要望に必須要件となる、茶内既設配水池の耐震化詳細診断を業務委託しようとするものであります。

123ページにお戻り頂き、議案第3条、資本的収入及び支出で、補正後の資本的支出の予定額は、9,216万7,000円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を5,407万円に、過年度分損益勘定留保資金で補てんする額を4,107万円に改めようとするものであります。

また、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費は、5,403万5,000円、予算第8条に定めた他会計からの補助金は5,787万4,000円に、それぞれ改めようとするものです。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第86号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第86号の討論を行います。

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第86号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（波岡玄智君） 日程第16 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下、委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本定例会は、閉会することに決定しました。

これをもって平成30年第4回浜中町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 1時41分）